

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第2(3)号

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第一市場事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「市場活性化係長」の右に「整備推進係長」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)